

県南広域振興局長告示第59号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成27年4月1日

県南広域振興局長 堀 江 淳

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 花巻大曲線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
花巻市高木第19地割93番11地先から和賀郡西和賀町沢内大字川舟字花巻越山国有林77林班い2小班地先まで	新	A 86.9~6.1 m	m 33,037.4
花巻市豊沢町291番地先から和賀郡西和賀町沢内大字川舟字花巻越山国有林77林班い2小班地先まで	旧	A 83.8~6.1	31,129.9
花巻市南万丁目904番1地先から上根子字欠端122番1地先まで		B 30.0~13.5	585.1

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部花巻土木センター
 - イ 期間 平成27年4月1日から同年5月1日まで

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 花巻北上線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
花巻市高木第21地割34番2地先から北上市更木1地割103番3地先まで	新	m 30.1~8.0	m 3,124.1
花巻市高木第18地割4番1地先から北上市更木1地割103番3地先まで	旧	33.4~8.0	3,769.6

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部花巻土木センター
 - イ 期間 平成27年4月1日から同年5月1日まで

- 3(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 東和花巻温泉線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
花巻市東宮野目第10地割41番1地先から西宮野目第13地割60番2地先まで	新	m 42.9~17.0	m 88.8
	旧	42.9~14.7	88.8

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部花巻土木センター
 - イ 期間 平成27年4月1日から同年5月1日まで

- 4(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 花巻停車場花巻温泉郷線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
花巻市大通り一丁目215番地先から台第1地割192番11地先まで	新	A 73.3~6.3 m	m 10,063.0
花巻市鉛字館113番1地先から西鉛4番4地先まで		B 21.3~4.9	531.3
花巻市大通り一丁目215番地先から台第1地割192番11地先まで	旧	A 73.3~6.3	10,063.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部花巻土木センター

イ 期間 平成27年4月1日から同年5月1日まで

5(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 283号

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
花巻市東和町東晴山14区109番地先から高木第19地割235番1地先まで	新	m 81.1~9.4	m 15,369.1
花巻市東和町東晴山14区109番地先から高田440番10地先まで	旧	86.9~9.4	17,304.8

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部花巻土木センター

イ 期間 平成27年4月1日から同年5月1日まで